

○国東市ケーブルテレビ放送番組審議会規則

平成18年3月31日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、国東市ケーブルテレビ施設条例(平成18年国東市条例第19号)第7条第2項の規定に基づき、国東市ケーブルテレビ放送番組審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項につき審議し、その結果を市長に答申する。

(1) 放送番組基準の制定又は変更

(2) 放送番組の編成に関する基本計画の制定又は変更

2 審議会は、放送番組の適正を図るため必要な事項について、市長に対し意見を述べることができる。

(令2規則39・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 関係機関の長又は職員

(2) 各種団体の長又は職員

(3) 識見を有する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、審議会を総理し、議事その他の会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員の任期は、2年とし、再委嘱を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、会長がその議長となる。

3 審議会は、委員総数の2分の1以上の出席があった場合に成立する。

4 審議会の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(令2規則39・一部改正)

(会議招集の特例)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、委員を委嘱した日以後最初に開かれる会議は、市長が招集するものとする。

(令2規則39・全改)

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(平20規則10・平24規則25・平26規則11・平27規則13・令3規則23・令6規則18・一部改正)

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(令2規則39・追加)

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成20年3月21日規則第10号)

(施行期日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第25号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月14日規則第11号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第13号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月11日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月23日規則第23号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日規則第18号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。